

第三十二条 法第二十三条第一項の規定による国庫の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第二十一条第一項の規定により都道府県が支弁する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とする。)を控除した額

二 法第二十二条第一項の規定により都道府県が負担する費用については、当該年度において現に要した当該費用の額

2 前条第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(昭二八政二八三・旧第二条繰下、昭三六政一一三・昭五〇政三七〇・一部改正、昭五一政一五九・旧第三条繰下・一部改正、昭五二政一七・旧第四条繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十六条繰下・一部改正)

(実費)

第三十三条 法第二十四条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

(昭二八政二八三・旧第三条繰下、昭五一政一五九・旧第四条繰下、昭五二政一七・旧第五条繰下・一部改正、平一三政三四七・旧第十七条繰下・一部改正)

(事務の区分)

第三十四条 第四条、第五条及び第七条(法第六条第一項又は第二項の規定による予防接種に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第四条、第五条及び第七条(法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。)並びに第十六条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第十八条繰下・一部改正)

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

(昭五一政一五九・旧附則・一部改正、平六政二六六・旧第一項・一部改正)

附則(昭和二八年九月一七日政令第二八三号)抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三五年六月三〇日政令第一八五号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十五年七月一日)から施行する。

附則(昭和三六年四月二五日政令第一一三号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附則(昭五〇年一二月二四日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭五一年六月一九日政令第一五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭五二年二月二二日政令第一七号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭五十二年二月二十五日から施行する。

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付)

第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十二条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定の例による。この場合において、同令第十三条第二項中「定める額」とあるのは「定める額(予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの(以下「従前の給付」という。))を受け、かつ、法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額(その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日に応じ、厚生労働大臣が定める額(以下「調整基礎額」という。))につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数(その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。))に応じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元